

男女共同参画会議・第6次基本計画策定専門調査会
第2回安全・安心ワーキンググループ

～性暴力被害者支援等について～

令和7年3月12日

桜みらい法律事務所

弁護士 上谷さくら

○性暴力関係の法律について

刑法、刑事訴訟法の改正、教員性暴力防止法、日本版D B Sの創設など



- ・かなりの範囲をカバー
- ・特に未成年者を守る姿勢は強く打ち出せている

○法律に関する問題点

- ・ 法律はあくまで枠組みの問題。法律が出来ただけでは志半ば。
- ・ 国民意識は変わりつつある
→啓発活動が重要
- ・ 検察、裁判所で一部意識改革ができていない。
- ・ 警察の意識はこの10年でかなり変わったと感じるが、被害届の不受理などの問題点は残る。

○今後の法改正や新設が必要なもの

- ・ 刑法・・・長期にわたる性暴力で、日にちや場所の特定が困難な事案への対応
- ・ 公訴時効にかかっていないのに民事が時効にかかる事案
→起訴や判決等に民法の時効中断等の効力を持たせるべき。
刑事事件で有罪になっているのに損害賠償請求できない理不尽。
- ・ 性的画像の加工などの処罰を。卒業アルバムやSNSにアップされた健全な写真を使って、性的画像を作り実名を晒すなどの悪質な事案が横行している。
- ・ ネット犯罪を捜査する専門部署の設置
→担当刑事のやる気に左右されない体制

○裁判所独自の問題

- ・ 裁判官は、被害者・加害者について法廷内のことしか知らない。
- ・ 司法研修所（最高裁の研修機関）で研修する司法修習生が、犯罪被害者について学ぶ機会がほとんどない。被疑者・被告人の権利ばかり勉強している
 - 法曹の大半が被害者の実態を知らない。

＊ 三権分立の問題あり

○経済的支援について

- ・ 性暴力被害者は長期にわたる治療が必要
→ 犯給金でカバーできない。
- ・ 生活支援が不足→被害者は若い女性が多い。
一人暮らしの大学生や社会人は、あっという間に貧困に。
- ・ 加害者から被害弁償が支払われると収入とみなされ生活保護が停止になる。犯罪被害に関する損害賠償金は、ある程度の金額は生活保護とは別のものとすべき。

○性教育の重要性

- ・年齢に応じた性教育の実施。A Vは教科書ではないことの意識徹底。
- ・家庭での教育機能の衰え
→義務教育が担うしかない
- ・犯罪に当たり得るトラブルや学校外での子供のトラブルは、学内で対応しない。
→専門機関へ

○DVの問題

- ・夫婦間DVは深刻。加害者も被害者もDVだと思っていないケースが多い
→さらなる啓発活動を。
- ・子どもが受ける悪影響大。
- ・デートDVも同様の問題あり。

○被害者支援の人材育成の重要性

- ・ 法律や窓口が立派でも、それを担う人の能力が低ければ意味がない。
- ・ 適切な被害者対応を出来る人の育成
- ・ 定期的に専門的な研修を受けられるよう国で予算をつけること。
- ・ 一生の仕事として生計が成り立つ報酬が必要。善意に頼りすぎない。

質問・感想